

**堺市住宅・建築物耐震改修等補助金交付要綱における  
建替工事補助金交付申請にあたり、当該住宅・建築物に係る建築確認済証が  
建築基準法第 6 条の 4 の適用を受けるものである場合の取り扱いについて**

令和 7 年 11 月 1 日作成

堺市住宅・建築物耐震改修等補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、要綱 4（9）の建替工事のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「建基法」という。）第 6 条の 4 の適用を受け、堺市建築主事による建築確認済証において地震時に建基法上必要とされる耐力の 1.5 倍以上の耐力（構造計算を必要とするものにあつては、地震に対する構造躯体の損傷防止時に相当する構造計算で使用する標準せん断力係数を 1.5 倍すること。）（以下「要綱で定める構造耐力」という。）を保有することが明記されないものの取り扱い等については、以下のとおりとする。なお、免震建築物（平成 12 年建設省告示第 2009 号）については要綱に定める構造耐力を有するものとして扱うものとする。

（１） 補助金交付申請時に、建基法第 6 条の建築確認済証の写しと併せて、要綱で定める構造耐力及び断熱性能を有することが明記された、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号、以下「品確法」という。）による設計住宅性能評価書の写しを添付すること。

（２） 実績報告時に、建基法第 7 条の完了検査済証の写しと併せて、要綱で定める構造耐力及び断熱性能を有することが明記された、品確法による建設住宅性能評価書の写し（補助金交付決定後に申請されたもの）を添付すること。